

平成27年（ワ）第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

原告第25準備書面

令和4年3月2日

東京地方裁判所 民事第50部 合ろ係 御中

原告訴訟代理人弁護士 古 川 元 晴

同 古 川 史 高

同 伊 豆 隆 義

同 川 原 奈緒子

同 工 藤 杏 平

同 新 森 圭

同 古 郡 賢 大

目次

(はじめに) 本準備書面の目的及び概要	7
第1章 人格権に基づく「被ばくをしない(させられない)権利」及びその科学的根拠について	7
第1 原告には憲法第13条の人格権に基づく「被ばくをしない(させられない)権利」があることについて(原告10準備書面第2)	7
1 被ばくに関する法令上の規定とその意義	7
2 被ばくに関する一般的判例	8
3 障害に至らない精神的苦痛も人格権として保護されるとする裁判例等	8
4 人格権の優越	9
5 補充・・・「被ばくをしない(させられない)権利」と許容値(告示)との関係	9
6 小括	10
第2 「被ばくしない(させられない)権利」の科学的根拠としての放射線の人体への影響について	10
1 放射線の人体への影響(その1)・・・全般	10
2 放射線の人体への影響(その2)・・・放射線が原告の鼻血を発症させる機序(原告第20準備書面第2章第2の2)	12
3 小括・・・被ばくにより発生する健康障害の「機序」とそれに基づく原告の健康障害の特徴(原告第20準備書面第2章第2の3)	13
第3 放射線の人体への影響に関する「レント(LNT)仮説(「LNTモデル」ともいう。)」について(原告10準備書面第3の3～4)・・・科学的には「許容値」は存在しないこと	13
1 「レント仮説」とは何か	14
2 「レント仮説」に至る経緯	14
3 被ばくには必ず影響があることについて	14
4 一般的に言われている「確率的影響」の意味	15

5	科学的には「許容値」は決めることができない	15
6	放射線発散処罰法	15
7	「レント仮説」は国際的にも国内的にも確立した科学的知見であり、ICRP勧告さえも、その政治性、非科学性が指摘されているにもかかわらず採用していること	15
第4	被告東電の反論は、放射線の人体への影響を極端に軽視し過小評価していること	16
1	「レント仮説」に反すること（原告10準備書面第3の5）	16
2	被告国の誤った「100mSv以下安全論（閾値論）」（安全神話）	19
3	ICRP2007年勧告の疫学に関する見解とその誤りについて（原告第20準備書面第1章第3）	20
第2章	「被ばくしない（させられない）権利」と原子炉等規制法に基づく告示との関係について	24
第1	原子炉等規制法に基づく告示（以下「線量告示」という。）の実効線量年間1ミリシーベルトは「被ばくしない（させられない）権利」を制限する許容値であることについて	25
1	公衆の被ばくに関する我が国の法的規制の内容と裁判例（原告10準備書面第4）	25
2	炉規法・電業法・原災法の目的（原告第12準備書面第2章第4の1（2）・47～48頁）	25
3	公衆の線量限度としての実効線量を「1年間（略）につき1ミリシーベルト」（以下「1mSv/y」ともいう。）と定めた「告示」の法的な意味及び効果について（原告第17準備書面第1章第1）	25
第2	公衆被ばくに関する我が国の法的規制は、反論が国際的合意であると主張するICRP1990年勧告を踏まえて、それを国内法に導入したことによるものであって、反論は、許容値に関するICRP1990年勧告に反していることについて（原告10準備書面第5）	27

1	ICRP 1990年勧告の内容（同第5の1）	27
2	我が国におけるICRP勧告による「1ミリシーベルト」基準導入の経緯（同第5の2）	28
3	被告東電の反論が失当であることについて（同第5の3）	28
4	小括	28
第3	20ミリシーベルト数値を、法令上の根拠がないのに、事後的に許容値とすることは、法秩序を崩壊させ、原発立地自治体及び住民を騙すこととなるのであって、憲法上も許容され得ないことについて（原告第10準備書面第6）	28
1	国民の権利の法によらない剥奪も、事後的な剥奪も、憲法違反であること	29
2	本件原子力災害の被災者に対して、他の被災していない国民と異なる許容値を設けることは、憲法14条が保障する法の下での平等に違反し許されないこと	29
3	「法令遵守」は国及び事業者の基本的な資格要件であること	30
4	小括	30
第4	20ミリシーベルト数値は、許容値ではなく、復興時における避難指示解除及び帰還容認等の政治的、政策的判断による目安としての数値として、被告国により、地元自治体を排除して一方的に定められものに過ぎないことについて（原告第10準備書面第7）	30
1	地元自治体参加の合同対策協議会を違法に排除して決定した無効な数値であること	31
2	政府が、低線量被ばくWG報告書及び同報告書が全面的に依拠しているICRP 2007年勧告を踏まえて、政治的、政策的な観点から定めたものであって、許容値に関する観点から定めたものではないことは明らかである	31
3	ICRP 2007年勧告の国内法への導入は未だなされていない上に、同勧告自体も20ミリシーベルト数値を、許容値としてではなく、異常事態下における政府等による政策上の参考レベルとして提示したものに過ぎないこと	31
4	小括	32

第3章 原告の主張を裏付ける被告らの被ばくに関する対応状況・・被告らの反論は自己矛盾であり失当	33
第1 原告の主張に沿う文献としての広瀬研吉著『わかりやすい原子力規制関係の法令の手引き』（2011年4月発行、甲ハ43）・・「免除」の考え方（原告第15準備書面（その1）第1章第2の2）	33
1 広瀬研吉氏の経歴及び同著書の内容	33
2 同著の評価・・権利を制限する趣旨で規制を「免除」していることを記述	33
第2 原告の主張に沿う被告らの広報状況・・線量告示の定める「実効線量1mSv/y」は「一般公衆の線量限度」を定めたもの	34
1 被告らの広報状況の概要（原告第15準備書面（1）第3章第1の1及び2）	34
2 上記冊子等の評価	35
3 上記広報冊子についての補充・・上記冊子と原告の立場（令和4年2月14日原告陳述書『被告東電・被告国の広報冊子について』（甲ハ160））	36
第3 原告の主張に沿う被告国の被ばくへの対応としての平成23年5月25日原子力安全・保安院の「福島第一原子力発電所の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止並びに放射線管理の検証結果に対する保安院の評価について」（甲ニ72）による嚴重注意について（原告第19準備書面第2章第2の2・18頁）	37
1 嚴重注意の内容・・線量告示違反は法令違反	37
2 評価・・緊急事態時においても告示違反は法令違反であることを自認	38
第4 原告の主張に沿う被告国のJCO事故への対応状況について（原告第15準備書面（その4）第6章第7の3（5）ア（21～24頁）、原告第17準備書面第1章第6の3（2）・46～48頁）	39
1 ICRPの「LNT仮説」に関する質問主意書に対する政府回答	39
2 被ばく量が1ミリシーベルトを超える者に対する健康診断の実施（文部科学委員会調査室「東海村JCOウラン加工工場臨界事故を振り返る一周辺住民の健康管理の在り方を中心に一」（『立法と調査』2013（平成25）年3月号（甲ニ27）137～138	

頁、JCO事故記録（甲ニ24）117頁）-----39

（おわりに）総括・・被告らの反論は明らかに破綻-----40

(はじめに) 本準備書面の目的及び概要

(1) 本準備書面においては、被ばくに関する原告の次の準備書面に基づく従前の主張について、「被ばくしない(させられない)権利」(人格権)並びにこの権利の科学的根拠である放射線の人体への影響(LNTモデル)及びこの権利を制限する許容値(告示)という観点から整理して、その要点を、適宜補充しつつ、述べる。

- ・原告第10準備書面：第2～第7
- ・原告第12準備書面：第2章第4の1(2)
- ・原告第15準備書面(その1)：第1章第2の2、第3章第1の1～2
- ・原告第15準備書面(その3)：第6章第3、第6の4(4)イ、同(7)

ウ(エ)

- ・原告第15準備書面(その4)：第6章第7の3(5)
- ・原告第17準備書面：第1章第1、第2の2(3)、第6の3(2)及び同(3)
- ・原告第19準備書面：第2章第2の2
- ・原告第20準備書面：第1章第3、第2章第2

(2) 原告の上記の従前の主張は、平成29年3月22日提出の原告第10準備書面の前に提出された被告国の答弁書及び被告東電準備書面(1)による反論を踏まえた主張である。原告第10準備書面の提出後に提出された被告国及び被告東電の準備書面に対する主張は、追って、別途、行う予定である。

第1章 人格権に基づく「被ばくをしない(させられない)権利」及びその科学的根拠について

第1 原告には憲法第13条の人格権に基づく「被ばくをしない(させられない)権利」があることについて(原告10準備書面第2)

1 被ばくに関する法令上の規定とその意義

原告には、憲法上の権利である人格権として「被ばくしない(させられない)権利」が

ある。原子力災害対策特別措置法も、「この法律は・・・原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と規定して、この権利を擁護することを目的としていることを明らかにしている。

2 被ばくに関する一般的判例

(1) 大飯原発福井地裁判決・・・人格権について

・同判決は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。」とした上で、人格権について、「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」と判示している。

(2) 伊方原発最高裁判決

・同判決は、原子力発電所事故の危険性を明言した判決である。

3 障害に至らない精神的苦痛も人格権として保護されるとする裁判例等

次のような裁判例等がある。

①水俣病認定遅延国賠訴訟最高裁判決

・認定申請に対する応答処分が遅延による焦燥、不安の気持につき、「人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があ」と判示している。

②大阪空港公害訴訟最高裁判決

・「身体的被害についても、本件のような航空機騒音の特質及びこれが人体に及ぼす

影響の特殊性並びにこれに関する科学的解明が未だ十分に進んでいない状況にかんがみるときは、原審が、その挙示する証拠に基づき、前記のような航空機の騒音等の影響下にある被上告人らが訴える原判示の疾患ないし身体障害につき右騒音等がその原因の一つとなっている可能性があるとした認定判断は、必ずしも経験則に違背する不合理な認定判断として排斥されるべきものとはいえず、被上告人らすべてが、右のような身体障害に連なる可能性を有するストレス等の生理的、心理的影響ないし被害をひとしく受けているものとした判断もまた、是認することができないものではない。」と判示している。

③不法投棄された有機ヒ素化合物による地下水汚染に係る公害等調整委員会裁定

・「現に健康被害が生じた者について損害の発生が認められることはもちろんであるが、身体・健康に関する利益は、人格的利益の中でも根幹をなすものであり、これらに対する重大な不安要素の存在は、平穏な日常生活に動揺を与えるとともに、心身の健全性を害する要因ともなるものであるから、人が身体・健康に関して重大な不安を抱かずに日常生活を送ることは、平穏な生活を営む利益に属する利益として法的保護に値すると言ふべきである。」としている。

4 人格権の優越

被告国の経済政策の一環としてのエネルギー政策としての原子力政策や、それに基づく電力事業者の原子力発電所の設置・運営も、被告東電の経済活動の自由と原告の人格権の侵害とを対置するとき、精神的自由としての後者は、前者に遙かに優越する。この理は、本件事故による被ばくについても同様であり、これに沿う判決として、例えば次のものがある。

① 前掲福井地判

②志賀原発2号機についての名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決（判例時報2045号3頁）

5 補充・・・「被ばくしない（させられない）権利」と許容値（告示）との関係

①「被ばくしない（させられない）権利」は、以上のとおり、憲法上の人格権として、憲法に基づく権利である。

②一方、後述するとおり、炉規法上の告示が定める一般公衆の線量限度年1ミリシーベルトというのは、許容値、すなわち、この「被ばくしない（させられない）権利」をこの数値以内には及ばないとして制限する法的効果を有するものである。

③逆に言えば、この許容値としての告示が存在しなければ、「被ばくしない（させられない）権利」の範囲を制限する法例上の規定は存在しないこととなり、年1ミリシーベルト以下の被ばくであっても、この権利を侵害したことになるということである。

6 小括

①以上のとおり、原告は、人格権としての「被ばくしない（させられない）権利」を保障されており、この権利は、基本的人権として被告東電の経済的自由権に優越し、被告国のエネルギー政策においても最大限に尊重されるべきものである。

②よって、原告の「被ばくしない（させられない）権利」は、民法709条及び国賠法1条1項によって保護されるべき権利・利益（以下「法益」という。）であり、これが侵害されたことによる精神的苦痛に対して損害賠償がなされることは自明の理である。

第2 「被ばくしない（させられない）権利」の科学的根拠としての放射線の人体への影響について

1 放射線の人体への影響（その1）・・・全般

（1）原告10準備書面第3の次の項目において、放射線の人体への影響を詳述している、

「1 放射線とは何か」

「2 被ばくの形態（外部被ばくと内部被ばく）」

（2）原告第17準備書面第1章第2の2の「（3）放射線被ばくの健康影響への対応のあり方について（東神戸診療所医師・郷地秀夫「ここまでわかった内部被曝～セシウムボールのゆくえ～・甲ハ129。以下「郷地論文」という。）」における郷地論文は、内部被ばくの問題について、どこまで解明されているかを明らかにした上で、「被曝の人体障害の不確実性と私の考え方・立ち位置」として、次のように述べている（要旨）。

①放射線被曝の分野は、まだまだ未知の学問・解っていないことが多い。

②特に内部被曝は、その病態からして、殆ど解明されていない。

③その為、疾病の放射線起因性を科学的に明らかにすることは、現在のレベルでは困難である。

④疑わしきは、放射線起因性と考える。

⑤必要なのは、被曝しているという事実確認と、疾病の放射線起因性を完全には否定できないという何らかの科学的根拠である。

(3) 原告第20準備書面第2章第2の1

ア 原告の健康障害が被ばくにより発生する「機序（メカニズム）」は、原告の健康障害が被ばくにより発生したことを認定する上で、解明されていないことをマイナス要因とすべきではないことは既述のとおりであるが、解明されていることをプラス要因とすべきことは当然であるので、以下において、現在までの科学的知見により解明されている機序を見ることとする。

イ 放射線が原告の健康全体に及ぼす影響の機序

原告第10準備書面第3の2(5)11～12頁において述べたとおり、原子力安全委員会昭和56年7月20日「プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について」（甲ハ148）において引用の原子力委員会昭和44（1969）年11月13日決定「プルトニウムに関するめやす線量について」（甲ニ96、以下「本原子力委員会文書」という。）は、プルトニウムの微粒子の体内への侵入と内部被曝のメカニズムに関して、きわめて重要な指摘をしている。以下の記述は、本原子力委員会文書を踏まえて、放射線が原告の健康全体に及ぼす影響の機序を科学的に適切に解説している渡辺悦司・遠藤順子・山田耕作共著『放射線被曝の争点』（甲ニ97、41～66頁）に基づくものである（以下、項目のみ）。

（ア）本原子力委員会文書が記述するプルトニウムの微粒子の体内への侵入と内部被曝のメカニズムの要点（43～46頁）。

（イ）内科学および薬学の教科書による肺内沈着の説明（46～47頁）

(ウ) 肺内に沈着した放射性微粒子による内部被曝の危険 (47～49頁)

(エ) とくにナノ粒子の危険性 (50～51頁)

(オ) 放射性微粒子による内部被曝の特殊性、集中的被曝とその危険 (52～54頁)

(カ) 放射線の直接の作用と活性酸素・フリーラジカル生成を通じた作用 (ペトカウ効果) (54～63頁)

(キ) 内部被曝と放射性微粒子による健康影響—医学の各分野・疫学・生理学・分子生物学・社会科学など各分野を結合した総合的研究の必要性 (63～66頁)

①被曝の影響はがんだけではなく—ほぼあらゆる病気を増加させる。

②低線量被曝の「確率的」影響という考え方の一面性

2 放射線の人体への影響 (その2) ・ ・ 放射線が原告の鼻血を発症させる機序 (原告第20準備書面第2章第2の2)

放射線が原告の鼻血を発症させる機序について、原告の病状を診断した郷地秀夫医師の2020年1月2日付け意見書『井戸川・前双葉町町長の鼻血が、福島第一原発事故で放出されたセシウム含有放射性粒子からの放射線によって起こる機序』(甲ニ98)に基づき、以下に記述する。

(1) 放射性粒子による鼻粘膜の被ばくによって、鼻出血が発症する機序

ア 検討の経緯

(略)

イ 結論

①放射線は発がん性だけではなく、炎症を越え、免疫系にも悪影響を与えることが知られている。それらを加味した放射線による鼻出血の機序を図で示すと意見書13頁掲載の図16のとおりである。

②放射線(放射性セシウムのβ線)は、鼻粘膜に炎症を生じ、表皮幹細胞の遺伝子を変異させる。そのことで長期にわたり血管の脆弱性、周囲組織の脆弱性を来し長期にわたり、鼻血が出やすい体質となってしまうことが起こりうる。

(2) 原告の放射性粒子による被ばくと鼻血

ア 検討の経緯

(略)

イ 結論

①以上により、原告の鼻粘膜は、吸入、付着した不溶性放射性粒子による被ばくにより、相当の組織損傷、表皮幹細胞の遺伝子変異を来とし、長期にわたって鼻粘膜、血管の脆弱性のため、鼻出血する可能性が高いことが分かる。

②鼻血は放射線障害による血管損傷によって起こることを述べたが、細胞が死滅しないようなレベルの不完全な障害を細胞にもたらすことにより、細胞の脆弱性や止血機構の異常などから、長期にわたり鼻出血が続き、長期化する機序も起こりうると考えられる。

3 小活・・・被ばくにより発生する健康障害の「機序」とそれに基づく原告の健康障害の特徴（原告第20準備書面第2章第2の3）

(1) 被ばくにより発生する「機序」は十分に解明されている。

原告の既述の病気及び自覚症状は多岐にわたるが、以上において詳述したとおり、いずれの症状についても、それが被ばくにより発生する機序が十分に認められることは明らかである。

(2) 「機序」に基づく原告の健康障害の特徴

①原告の既述の病気及び自覚症状は、健康全体に及んでいる上、被ばく（特に内部被ばく）を共通の要因として発症しているところから、個々の症状毎にではなく、全体的、一体的に健康障害に該当すると評価すべきである。

②したがって、この健康障害にあえて名称を付せば、「原爆症」と同様の「福島原発被ばく症」とも言うことができる。

第3 放射線の人体への影響に関する「レント（LNT）仮説（「LNTモデル」ともいう。）」について（原告10準備書面第3の3～4）・・・科学的には「許容値」は存在しないこと

1 「レント仮説」とは何か

①「レント仮説」の「レント」とは、LNT: Linear Non Threshold (直線・しきい値なし) の呼称である。

②確定的影響: 比較的多量の被ばくをした場合には、人間は死んでしまう、あるいは死に至らない程度の被ばくであっても様々な障害が出る。そうした障害には皮膚の火傷や脱毛、嘔吐、下痢といったように被ばく直後から現れ、急性障害と呼ばれるものもある。ただし、それらの障害の多くは、一定量以上の被ばくをしなければ、影響が見えるようにならない。その値を「しきい値」と呼び、そのような障害の現れ方を「確定的影響」と呼ぶ。

③確率的影響: 「しきい値」を超えない程度の被ばくで、被ばく直後には何らの影響も見えない場合であっても、長い年月の後にがんや白血病のような晩発性障害が現れる、あるいは遺伝的な障害が現れることが明らかになってきた。そして、確率的影響と呼ばれるこれらの障害については、それ以下であれば影響が生じないという「しきい値」がなく、かつどんなに低い被ばく量であっても被ばく量に比例した影響が出ると考えるように成った (小出裕章氏の意見書)

2 「レント仮説」に至る経緯

①レント仮説は、放射線の物理的性質及び広島・長崎被ばく等のデータに基づいて形成され、国際的にも国内的にも確立された知見として採用されるに至ったものである。

②上記レント仮説の立場からすれば、低線量被ばくが安全などとはいえないこともまた明らかであり、被告らもこのことについては否定できないと思われる。

3 被ばくには必ず影響があることについて

①低線量での被ばく影響の大きさをどのように見積もるかについては、大きく考える仮説もあるし、小さく考える仮説もあるが、どの仮説をとるにしても被ばくには必ず影響が付随すること自体は認めなければならない。それは「直線・しきい値なし仮説」を根拠にしているのではなく、放射線の物理的な性質そして生物の細胞の構造・機能からして、そうなのであり、逆に、その事実を根拠にして「直線・しきい値なし仮説」ができた

のである（上記の小出裕章氏の意見書）。

②被ばくに危険と安全の境界がないということは、仮に線量限度を下回るような被ばくであっても必ず影響は付随するものであり、危険があるということである。いかなる被ばくも何らかの影響があることを認めた結果、日本の各法令は許容値としての「線量限度」を定めている。放射線被ばくについてはどんなに微量であっても危険であると考え、被ばくの限度を定めていることは、世界各国において共通である。

4 一般的に言われている「確率的影響」の意味

①放射線を受けた後、長時間たってから出てくる影響は、一般的に「確率的影響」といわれているが、これは、障害にまで進展した場合の確率を意味するにとどまり、その障害にまで進展した場合における障害の重篤度は、その確率とは本来全く関係がない。

②確率が低くても高くても、発現する障害の重篤度には変わりはないということである。

5 科学的には「許容値」は決めることができない

①被ばくに「しきい値」がないことは、科学的・生物学的には放射線の「安全量」など存在せず、許容値が科学的に決められるものでないことを示している。

②したがって、許容値は社会的観点から決めることとなるが、我が国の法制下においては、人格権による必要最小限度の限界があり、かつ、制限には法律上の根拠が必要とされる。

6 放射線発散処罰法

① 処罰の対象である放射線発散についてその放射線量に下限値を設けていない

②これは、いかに低線量の放射線であっても人体に影響があること、及び不当な方法による放射線の発散は社会的に許されないので許容値は存在し得ないことによるものであることは明らかである。

7 「レント仮説」は国際的にも国内的にも確立した科学的知見であり、ICRP勧告さえも、その政治性、非科学性が指摘されているにもかかわらず採用していること

(1) ICRP 1990年勧告及び同2007年勧告

「放射線によるがんの確率は線量の増加分とともに増加し、おそらくしきい線量は存在しない。がんの重篤度は線量に影響されない」というのが国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）勧告の考え方である（1990年勧告。2007年勧告も同旨）。この点は、当事者間に争いがないと思われる。

(2) ICRPの依拠する資料：LSS14報

①ICRP勧告が基礎資料とした放射線被ばくに関するデータ中に広島・長崎での被ばく者のデータ（LSS・寿命調査・放射線影響研究所）があるが、ICRP勧告後の、2012年に公表されたLSS14報では、「全固形がんについて過剰相対危険度が有意となる最小推定線量範囲は0-0.2Gyであり、定型的な線量閾値解析（線量反応に関する近似直線モデル）では閾値は示されず、ゼロ線量が最良の閾値推定値であった。」と記されている。

②ICRPも、このLSS14報からは、必ずしも実証できない仮説とまでは断定できなくなっている。

第4 被告東電の反論は、放射線の人体への影響を極端に軽視し過小評価していること

1 「レント仮説」に反すること（原告10準備書面第3の5）

(1) 「現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている」との反論の誤り（同5（1））

・「レント仮説」が、自然科学上、そのように証明することが難しい場合でもリスクを否定はせず、リスクを証明されたと同等に扱うべきであるとしている点を無視している。

(2) ICRPが低線量のリスクを高線量のリスクの半分に過小評価していることを根拠に、同様に評価すべきであるとの反論の誤り（同5（2））

・「レント仮説」は、どんなに低い被ばく量であっても被ばく量に比例した影響が出るという「直線・しきい値なし」の考えであって、低線量のリスクを高線量のリスクの半

分に評価するというのは「レント仮説」に反する考えである。

(3) 年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足等)によるリスクと比べても低いと反論し、その論拠を被告国の「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書(甲ハ97, 以下「低線量被ばくWG報告書」という。)に求めていることの誤り(同5(3))

ア 喫煙、肥満、野菜不足との対比の誤り

①同報告書は、この数値が科学的に証明された如何なるデータに基づいているのかをまったく示していないし、例えば野菜不足や受動喫煙についても、その対象集団としてどの程度の過酷な野菜不足や受動喫煙の状況に置かれた集団を選択しているのかも示していないために、厳密な科学的論証抜き印象付で世論を誤導するものであるとの誹りを免れない。

②しかも、かかる対比は、被告国自身が「やってはいけないリスク比較」としている比較そのものである(原告第17準備書面第1章第6の1・37~40頁:後藤論文(甲ハ136))。

イ CT検査や東京~ニューヨーク間の航空機飛行による被ばくとの対比の誤り

① 反論が挙げるは外部被ばくであり、内部被曝とは異なる。

② 自ら受ける利便性との衡量も可能なリスクであるのに対し、本件事故の場合には内部被ばくのリスクが重大な問題である上に、自ら受ける利便性が皆無であり、非科学的、恣意的な比較の域を出ない。

ウ 避難によるストレス、運動不足等との対比の誤り

①そもそも、そのようなリスクと「年間20mSv被ばくすると仮定した場合の健康リスク」とが同程度であると評価することが、科学的に証明された如何なるデータに基づくのかも示されていない。反論は、同報告書のかかる問題点を何ら吟味せずに、非科学的、恣意的に都合のよいように誤用しているに過ぎない。

②加えて、かかるリスクは被ばくのリスクに更に上乗せされるリスクであって、そのリスクを避けたからといって、被ばく者の被ばくさせられたことによるリスク自体は何

ら軽減されることにはならないことは自明の理である。

③その上に、かかるストレスを理由に避難しないことや屋外で活動することを勧めることは、引き続き被ばくを継続してリスクを高めることを勧めるものである。これは、レント仮説による被ばくのリスクを否定し、被ばくさせられた者の人格権である「被ばくしない権利」を二重に侵害することとなるのであって、被ばく者の人格権を恣意的に無視し、弄び、蹂躪するものであると強く非難されてもやむを得ない。

(4) 被ばくによる障害発生の可能性への精神的な不安、恐怖は、科学的に合理的な根拠があることについて(原告10準備書面第3の6)

①低線量被ばくの影響の実態は、以上のとおり、少なくともレント仮説に基づいて理解するというのが国際的にも国内的にも確立した考え方である。どんなに低線量でも被ばくの影響はあって、障害にまで進展する確率も被ばく量に比例して直線的に増加し、かつ、その障害の重篤度は被ばく量に関係ないということである。

②被ばくの悲惨な影響についての我が国自身の体験を含めて、次のようなものがあり、被ばくの悲惨な実態は周知の事実である

- ・ 広島・長崎の原爆被爆
- ・ ビキニ環礁水爆実験による第五福竜丸等の漁船被ばく
- ・ JCO臨界事故被ばく
- ・ チェルノブイリ事故

③これらの事例においても、低線量被ばくによる影響の実際の広さ、深刻さについては、時の経過とともに、如何に当初の調査が不十分で、その影響を軽視し、過小評価していたかが徐々に解明されつつあるが、それでも、いまなお未解明の点が多いとされている実情にある

④このような悲惨な体験を経て、人類の存続が問われるとの観点から、レント仮説が形成され、線量限度1ミリシーベルトという厳しい放射線規制が世界的に採られるようになり、我が国も同様に採用して国内法を整備するにいたっている。このような経緯を踏まえて、被ばくの人体への影響を正しく理解する必要がある。

2 被告国の誤った「100mSv以下安全論（閾値論）」（安全神話）

(1) 被ばく安全神話（原告第15準備書面（3）第6章第3の2（1）・25～27頁）

被告国は、「1mSv/yの権利性」を否定する応急対策を実施したが、それは本件事故前における「原発安全神話」が「被ばく安全神話」へと姿を変えたものに過ぎず（今中哲二論文：甲ハ90，同91，小出論文：甲ハ92）、その要点は次のとおりである。

① ICRP 2007年勧告の誤用：「介入における防護」上の目安についての勧告を、「行為における防護」を否定したものと誤用（原告第10準備書面第7参照）

② 「LNT仮説」の誤用：LNT仮説は「サイエンス（科学的事実）」ではない単なる「ポリシー」に基づく仮説に過ぎない（長滝重信が官邸ホームページに掲載した論文・甲ハ94）などとして、科学的ではない仮説であって無視してかまわない仮説であるかのように誤用

(2) 被告らのICRP見解の意図的な誤用について（原告第15準備書面（その3）第6章第3の3）

被告らが、上記のICRP見解を意図的に誤用して、「100mSv以下安全論（閾値論）」という安全神話を作成して、被告らの20mSv/y目安による応急対策及び100mSv以下の被ばくによる健康障害の否定を正当化しようとしていることは、以下のとおりである。

ア 被告国による20mSv/y目安による応急対策の正当化について

原告第15準備書面（その3）第6章第3、3（1）ア（28頁）に記したように、被告国の応急対策（20mSv/y基準の避難指示、解除等）は、低線量被ばくWG報告書に基づくものであるが、その低線量被ばくWG報告書は上記のICRP見解に基づいている（同報告書4頁参照）。

イ 被告東電による100mSv以下の被ばくによる健康障害否定の正当化について

原告第10準備書面第3、5（17～21）に記したように、原告主張の本件事故の放射線被ばくによる健康被害を否定する被告東電の反論も、上記同様に被告国の低線量被ば

くWG報告書及びそれが依拠するICRP見解に基づいている。

(3) 被告らの誤用を支える「専門家」(原告第15準備書面(その3)第6章第3の2, 同4)

長瀧重信・山下俊一両氏が、100mSv以下安全(閾値)論者として、被告国等の関係機関の要職に就いて被告らの上記誤用を支えていたことは、以下の原告準備書面において記述したとおりである。

①長瀧重信氏(低線量被ばくWG主査、官邸SGメンバー、環境省専門家会議座長等)

・原告第15準備書面(その3)第6章第3、2(1)イ(26~27頁)、同3(2)ア(29~31頁)、同3(2)イ(31~31頁)及び同章第6、4(7)ウ(エ)(81~83頁)

②山下俊一氏(官邸SG、福島県アドバイザー、県民健康調査委員会座長等)

・原告第15準備書面(その3)第6章第6、4(4)イ(67~68頁)及び同4(7)ウ(ア)(80頁)

3 ICRP2007年勧告の疫学に関する見解とその誤りについて(原告第20準備書面第1章第3)

原告の以下の記述は、津田教授著の次の論文に基づくものである。

①「科学的根拠がどこに存在するかジャーナリストは自分の目で確認せよ」(『Journalism』2014.8、甲ニ87。以下「津田論文A」という。)

②2014年7月16日第8回東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議「低線量被ばくによる健康影響」(甲ニ88、以下「津田論文B」という。)

③「福島県でのリスクコミュニケーションと健康対策の欠如」(『学術の動向』2017・4、甲ニ89。以下「津田論文C」という。)

④山本英二・鈴木越治共著「100mSv以下の被ばくでは発がん影響がないのか一

統計的有意差の有無と影響の有無」（岩波書店『科学』2013年7月号、甲ニ90。以下「津田論文D」という。）

⑤「解説書＝100mSv以下の発がんに関する論文について＝」（甲ニ91、以下「津田解説書」という。）

(1) ICRP2007年勧告の疫学に関する見解と被告らの誤用について（津田論文A123頁）

①同付属書A86（2007年勧告の日本語訳・甲ニ92、131頁）には、「しかしながら、がんリスクの推定に用いる疫学的方法は、およそ100mSvまでのがんのリスクを直接明らかにする力を持たないという一般的な合意がある。」（以下「ICRP見解」という。）という記述がある。この「直接明らかにする力を持たない」というのは「統計的有意差がない」の意味であって、「影響がない」とことは異なる。

②この「統計的有意差がない」と「影響がない」とことが混同される場合がある。しかし、これは、大学一般教養レベルの統計学的知識の欠如による誤りであり、医学学術誌編集者国際委員会ICMJEやテキストなどで30年以上前から何度も警告されてきた（津田論文A123頁）。

(2) ICRP見解の疫学に関する原理上の誤りについて（津田解説書の（はじめに））

ア ICRP見解の「しかしながら、がんリスクの推定に用いる疫学的方法は、およそ100mSvまでの線量範囲でのがんのリスクを直接明らかにする力を持たないという一般的な合意がある」という部分であるが、そもそもこのような「一般的な合意」はどこにもない。それは、後述するとおり、実際には100mSv以下の線量範囲で健康影響が発生していることを明らかにした論文が多数あるだけでなく、この言い方が原理的に誤っているからである。

イ リスクを直接明らかにする力を統計的検出力（Statistical Power）と呼ぶが、これは曝露量（被ばく量等）では決まってこない。非曝露群のリスクや曝露群のリスク、有意差検定（例えば5%有意の5%）によって決まってくることは式から明らかなのである。被ばく量が100mSv以下か以上かという曝露量によって健康影響の有無を論じようとす

るICRP見解は、その統計学のレベルの低さを物語るものであるし、ICRP自身が「仮説」として採用している「LNTモデル」を実際の適用上形骸化しようとする意図を自ずと顕在化させるものと解すべきである。

(3) ICRP見解が、100mSv以下でも統計的に有意差が認められる健康影響のデータを無視する失当なものであることについて

ア 広島長崎の被ばく者追跡データについて（津田論文A）

(ア) ICRP見解は、日本の広島長崎の被ばく者追跡調査（LSS）のデータ（以下「LSSデータ」という。）に大きく依拠しているので、後述するとおり、このデータの1950-2003年の分析（LSS第14報・既出の甲ハ150）では100mSv以下では統計的有意差が得られなかったと言っているに過ぎない。

(イ) したがって、LSSデータと影響（被ばく量）が同じ程度であっても、統計的有意差が出てくる場合がある。例えば次の場合である。

①第1に、より多くの人数を観察対象としてデータを集める場合

②第2に、ICRP2007年勧告のように全年齢層を対象として平均するのではなく、観察対象者を若い人例えば18歳以下に限る場合。

③第3に、ICRP2007年勧告のように放射線感受性の低いがんも含む全てのがんに関して有意さを判断するのではなく、白血病、脳腫瘍、甲状腺がん、乳がんなど放射線感受性の高いがんそれぞれで分析する場合。

イ 広島長崎の被ばく者追跡データ以外のデータを無視していること

LSS以外にも、診断放射線等による人体への影響に関する研究は、第二次世界大戦後から数多く行われてきた。そして、100mSv以下の被ばくにおける発がんは、幅広い年齢層で、「仮説」のままではなく数多くの論文により実際に示されてきている。その具体的事例としては例えば次のような事例がある。

(ア) オーストラリアの健康保険加入者のビッグデータ（Mathews JDら；BMJ2013；津田論文Aの123頁及び註8）・・・CT検査による5-50mGy程度の被ばく

(イ) オックスフォード小児癌調査（Doll & Wakeford；Br Radiol

1997：津田論文Bの16～18頁及び津田論文Cの20頁）・・・7mSv以下の胎内被ばく

(ウ) 小児の時に受けた診断放射線

①診断X線、DNA修復遺伝子と、小児急性リンパ性白血病 (C.Infante-Rivard ; Health Phys. 85、60 (2003) : 津田論文Dの註9及び津田解説書の第1)・・・2回以上のX線撮影による被曝量であり、多くて1回3mGy、30回も撮影することはないので100mSv未満

②診断X線と小児白血病 (Bartley ら ; International Journal of Epidemiology 2010 : 津田論文Dの註10及び津田解説書の第2)・・・上記②と同様に100mSv未満

③小児期におけるCTスキャンからの放射線被ばくとその後の白血病と脳腫瘍のリスク (Pearce MS ら ; Lancet 2012; : 津田論文Dの註11及び津田解説書の第5)

・約50mGyの累積線量を与えるCTスキャンと白血病

・約60mGyの累積線量を与えるCTスキャンと脳腫瘍

(エ) 大人の診断放射線による被ばく

①慢性骨髄性および単球性白血病(CML)のリスク要因としての診断放射線画像 (Preston-Martin S ら ; Br J Cancer 1989 : 津田論文Dの註12及び津田解説書の第6)

・・・最も多い被ばく量も20mGy以上

②急性心筋梗塞後の患者における心造影での低線量の電離放射線に関係したがんリスク (Eisenberg MJほか ; CMAJ 2011 : 津田論文Dの註13及び津田解説書の第7)・・・心臓手技における放射線の累積被ばくは1患者・年毎に5.3mSvであり、かつ、低線量電離放射線10mSv毎に、平均して5年の追跡期間

(オ) 自然放射線

①1980-2006年の間の英国における自然背景放射線と小児白血病およびその他のがんの発生率に関する記録に基づいた症例対照研究 (Kendall GM ら ; Leukemia 2013 : 津田論文Cの註10及び津田解説書の第4)・・・被曝量は「4.1mGyより大きな線量」

②背景電離放射線曝露と小児がんのリスク：人口調査に基づいた全国的コホート研究

(Spycher BDら ; Environmental Health Perspectives 2015 : 津田論文Bの16頁、津田論文Cの註12及び津田解説書の第3) ・ ・ 100 mSvより遙かに低レベルの自然由来放射線の小児がん

ウ 広島長崎のLSS第14報後のLSSデータを踏まえていないこと (津田解説書の第8)

(ア) LSS第14報「1950-2003年がんおよびがん以外の疾患の概要」 (既出の甲ハ150) について ・ ・ ゼロ線量が、0.2 Gyの最良の推定値

(イ) LSS第14報後のLSSデータを踏まえた報告 (Grant EJほか Radiation Research 2017; 187: 513-537) について ・ ・ 0-100 mSvの線領域においても有意であることが示され、ICRP見解の「100 mSv以下では統計的有意差が得られなかった」との分析が誤りとなったことは明らか。

(4) 津田論文の小活 ・ ・ ICRP見解を誤用しつつこれに依拠する被告らの反論が失当であること

以上のとおり、被告らの応急対策の正当化及び因果関係否定の正当化は、ICRP見解を意図的に誤用しつつこれに依拠したものであるが、被告らのかかる誤用は大学一般教養レベルの統計学的知識の欠如を示す以外のなにものでもないことに加えて、被告らが依拠しているICRP見解自体が、統計的有意差の認められる100 mSv以下におけるがんの発生状況を示す疫学データがいくらでも存在しているのに、原子力推進の偏った立場から、これらのデータを意図的に無視する失当なものであることは、既に明白になっている。

要するに、被告らが応急対策の正当化及び因果関係否定の正当化のために依拠したICRP見解が全く根拠とならない失当なものであることが、今や明白になっているということである。

第2章 「被ばくしない (させられない) 権利」と原子炉等規制法に基づく告示との関係について

第1 原子炉等規制法に基づく告示（以下「線量告示」という。）の実効線量年間1ミリシーベルトは「被ばくしない（させられない）権利」を制限する許容値であることについて

1 公衆の被ばくに関する我が国の法的規制の内容と裁判例（原告10準備書面第4）
原告10準備書面第4の要点は、次のとおりである。

（1）法的規制の内容

ア 放射線障害防止法に基づく規制

イ 労働安全衛生法による規制

ウ 炉規法による規制・線量告示

① 「周辺監視区域」外の線量限度：実効線量 1 mSv/y

・「公衆の線量限度」とは明記していないが、保護法益は「公衆の被ばくしない（させられない）権利」以外には存在しない。

② 周辺監視区域における居住禁止・立ち入り制限の保全措置

（2）裁判例・ウラン残土撤去等請求事件判決（鳥取地方裁判所平成16年9月7日判時1888号126頁）

同判決は、ウラン発掘残土による放射線量が、一般公衆に対する線量限度である「外部放射線に係る実効線量が年間1ミリシーベルト」等を上回っているとして、同残土の撤去を認めている。これは、1ミリシーベルト基準が国民の生命・身体・財産を保護するための基準であり、この侵害に当たることを認めたものである。

2 炉規法・電業法・原災法の目的（原告第12準備書面第2章第4の1（2）・47～48頁）

①炉規法・電業法の目的は、国民の生命、身体及び財産に生じる被害を防止するために、一般公衆に対し実効線量 1 mSv/y を超える被ばくをさせないために必要な規制を行うことにあると解すべきである。

②原災法の目的も、炉規法・電業法の目的と同じである。

3 公衆の線量限度としての実効線量を「1年間（略）につき1ミリシーベルト」（以

下「 1 mSv/y 」ともいう。)と定めた「告示」の法的な意味及び効果について(原告第17準備書面第1章第1)

(1) 「告示」の法的意義・科学論争を法的に決着させたもの

①被告国は、ICRP1990年勧告の国内法への導入に伴い、上記の線量限度に関する「告示」を改定して、公衆の線量限度を実効線量 1 mSv/y とした。

②同勧告は、低線量被ばくの健康影響に関しては、科学専門家等の間において肯定説、否定説、「LNT仮説」等種々の見解が存在する中で、被告国も、ICRPの公衆に線量限度を超える被ばくをさせることは社会から「受忍されない」、すなわち許容されず違法となるという考え方を採用し、その考え方に基づいて告示を上記のとおり改定したものである。

③したがって、低線量被ばくのリスクに関する上記の科学論争を、「告示」改定によって法的に決着させたものであり、かつ、「原子力災害」該当性判断の法的な判断基準としての数値が、公衆の線量限度としての「実効線量 1 mSv/y 」であること(いわゆる「 1 mSv/y の権利性」)を明らかにしたものである。

(2) 告示の法的効果

告示の上記の法的意義からして、その法的効果が、避難等指示や食品規制等の要否、避難生活支援の要否、健康診断の要否、損害賠償の要否等の応急対策の要否を、この「告示」の数値を基準に判断すべきこととなるのは自明の理である。

(3) 「 1 mSv/y の権利性」を否定する主要な考え方への反論

ア 被告国が作出する「低線量被ばく安全神話」について

①被告国は、 100 mSv 以下の被ばくりスクは無視できるとして「低線量被ばく安全神話」を作出して、告示の法的意義を否定している。

②しかし、被告国は、如何に低線量被ばくの人体への影響について否定説を強調しても、告示を改正して線量限度を 1 mSv/y から 100 mSv/y に引き上げない限り、告示の法的意義・効果を否定することができないことは、法令の基本的な理解からして当然のことである。

イ 本件事故に係る損害賠償訴訟において正当でない判断をしている地裁判決例について

現在までに、相当数の地方裁判所において、本件事故に係る損害賠償訴訟について判決が言い渡されており、その中には以下のような判決例があるが、「告示」の上記のような法的な意義・効果を正当に判断しない不当な判決である。

①被告国が設けた避難区域の合理性判断を、「告示」抜きに「LNTモデル」を基に判断している判決（横浜地裁平成31年2月20日判決）

②ICRP2007年勧告を誤用して、緊急時等には「介入」規制である被告国の避難指示等が、「行為」規制である「告示」に優先するかのようになり正当でない判断をしている判決（東京地裁平成30年3月16日判決）

③本件事故当時には、公衆被ばく限度を直接定める法令としては炉規法上の「告示」が存在したのに、「公衆被ばく限度を直接定める法令は存在しなかった」と正当でない判断をしている判決（福島地裁平成29年1月10日判決）

第2 公衆被ばくに関する我が国の法的規制は、反論が国際的合意であると主張するICRP1990年勧告を踏まえて、それを国内法に導入したことによるものであって、反論は、許容値に関するICRP1990年勧告に反していることについて（原告10準備書面第5）

1 ICRP1990年勧告の内容（同第5の1）

（1）その内容に関する事項は、次のとおりである。

①「行為における防護の体系」と「介入における防護体系」の区分

②「行為における防護の体系」の内容

③「介入における防護の体系」の内容

（2）ICRP勧告については、その政治性、非科学性という観点から種々の問題点が指摘されている（略）このような問題点が指摘されているICRP勧告でさえ認めている公衆に関する年間1mSvの線量限度の原則にも、被告反論が違背していることを正しく確

認しておく必要があるということである。

2 我が国における ICRP 勧告による「1ミリシーベルト」基準導入の経緯（同第5の2）

① ICRP が1990年勧告で公衆に関する許容値を年1ミリシーベルトとするに至るまでには長い歴史的経緯がある。

②我が国の法令に重要な役割を果たしたとされる ICRP 勧告についてみると、ICRP が発足した当初は公衆に関する許容値は定められていなかったが、1958年勧告で年5ミリシーベルトとされ、1977年勧告でもこれが維持されたが、1990年勧告でようやく年1ミリシーベルトとされたのである。このように公衆に関する許容値の定めは、順次低線量化して厳しくされる方向に進んでいる。

3 被告東電の反論が失当であることについて（同第5の3）

①被告東電は、年間100ミリシーベルト以下の被ばくのリスクは極めて低いとして、復興時における「社会的に許容される水準」すなわち許容値は1ミリシーベルト基準ではなく20ミリシーベルト数値であるとした上で、本件事故における20ミリシーベルト数値以下の被ばくは権利侵害に該当せず、損害賠償の対象にもならないと主張する。

②しかし、この反論は、上述の90年勧告の「行為における防護の体系」の意味を誤用し、かつ、線量限度を1ミリシーベルトとするに至った経緯を無視するものであって、不当である。

4 小括

以上のとおり、20ミリシーベルト数値を許容値とする被告東電の反論は、被ばくの許容値に関して、「法令遵守」「法治主義」「法の支配」を否定する恣意的なものであって、「治外法権」を主張するに等しい。

第3 20ミリシーベルト数値を、法令上の根拠がないのに、事後的に許容値とすることは、法秩序を崩壊させ、原発立地自治体及び住民を騙すこととなるのであって、憲法上も許容され得ないことについて（原告第10準備書面第6）

原告第10準備書面第6の1ないし6の要旨は次のとおりである。

1 国民の権利の法によらない剥奪も、事後的な剥奪も、憲法違反であること

①一般公衆の被ばくの許容値については、炉規法に基づく告示において、これを年1ミリシーベルトと定めていたのであって、これを年20ミリシーベルトとする法律上の規定は全く存在しない。したがって、20ミリシーベルト数値を、法令上の根拠がないのに、事後的に許容値とすることは、法秩序を崩壊させるのであって憲法上も許容され得ないことである。

②そもそも一般公衆の被ばくの許容値が、事業者の惹起した原子力災害によって、それが遵守され得ない異常事態時に至るや、遵守違反を規制するどころか、逆に、かかる異常事態を理由に事後的に20ミリシーベルト数値に替えて1ミリシーベルト基準違反を免責してしまうというのでは、「法令遵守」が無意味なものとなって、我が国の法秩序は崩壊する。

③なお、国民の権利を、過去に遡って剥奪するということは、憲法11条の「この憲法が国民に保障する基本的人権は、犯すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」との定めには違反するのあって、法令によってもなし得ないことは言うまでもないことである。

2 本件原子力災害の被災者に対して、他の被災していない国民と異なる許容値を設けることは、憲法14条が保障する法の下での平等に違反し許されないこと

①そもそも我が国の法制下においては、同じ国民であるのに、本件原子力災害の被災者に対しては、平常時においては他の国民と同じ1ミリシーベルト基準、異常事態時にはこれを否定した20ミリシーベルト数値という異なった許容値を設けることは、憲法の「法の下での平等」原則に反し許されないことである。

②この点は、大阪空港公害訴訟最判が、「本件空港の提供によって被害を受ける地域住民はかなりの多数にのぼり、その被害内容も広範かつ重大なものであり、しかも、これら住民が空港の存在によって受ける利益とこれによって被る被害との間には、後者の増大に必然的に前者の増大が伴うというような彼此相補の関係が成り立たないことも明らか

で、結局、前記の公共的利益の実現は、被上告人らを含む周辺住民という限られた一部少数者の特別の犠牲の上でのみ可能であって、そこに看過することのできない不公平が存することを否定できないのである。」と判示しているところである。

3 「法令遵守」は国及び事業者の基本的な資格要件であること

「法令遵守」は国及び事業者の基本的な資格要件であり、現に国も東電も、「1ミリシーベルト以下」が許容値であることを自認し、地元に対しその遵守を確約していた。被告東電の反論のような論理がまかり通るのであれば、「法令遵守」概念は崩壊し、国民を騙す方便になってしまうし、現実に国民を騙していたこととなる。

4 小括

(1) 反論は「治外法権」を主張するに等しい

以上のとおり、20ミリシーベルト数値を許容値とする被告反論は、被ばくの許容値に関して、「法令遵守」「法治主義」「法の支配」を否定する恣意的なものであって、国民主権を排して「治外法権」を主張するに等しい。

(2) チェリノブイリ法の理念との対比（原告第17準備書面第1章第6の2・40～45頁）

①チェリノブイリ事故において、ロシア、ウクライナ、ベラルーシでは、5mSv以上を避難区域としつつ、1ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満については、地域指定での移住の権利を認め、移住希望者にも残留希望者にも公的な支援を行う避難政策が取られている（国会事故調p356）。

②本件原子力災害に係る被告らの反論は、国際的にも法治国家とは言えない異常な反論というべきである。

第4 20ミリシーベルト数値は、許容値ではなく、復興時における避難指示解除及び帰還容認等の政治的、政策的判断による目安としての数値として、被告国により、地元自治体を排除して一方的に定められものに過ぎないことについて（原告第10準備書面第7）

原告第10準備書面第7の要旨は、次のとおりである。

1 地元自治体参加の合同対策協議会を違法に排除して決定した無効な数値であること

①元来、被告国の復興時における避難指示解除及び帰還容認等の判断は、原子力災害対策特別措置法に基づくものであり、かかる判断は、同法23条に基づき設置が義務付けられている原子力災害合同対策協議会において、地元自治体の参画の下で、決められるべきものである。

②しかるに、実際には、被告国は、この地元自治体参加の合同対策協議会を開催せずに、一方的に決定したものであって、このような地元自治体の関与がされていない決定は無効である。

③従来は、地元自治体をこの合同対策協議会に参加させて、防災訓練を行ってきたにもかかわらず、現実起こった本件事故に際しては、地元自治体を参加させずに、一方的に決定してきているのである。

2 政府が、低線量被ばくWG報告書及び同報告書が全面的に依拠しているICRP2007年勧告を踏まえて、政治的、政策的な観点から定めたものであって、許容値に関する観点から定めたものではないことは明らかである。

①そもそも、事業者の放射能放出について、これを許容して責任を問わないこととするかどうかという意味での「社会的に許容される水準」の問題は、上述のとおり、我が国の法制度下においては原発の経済的利益と被害との比較衡量を許さないものであり、かつ、「被ばくにより侵害される保護法益は何か」という法規範の観点から論じられるべき事柄であることは多言を要しない。

②しかるに、20ミリシーベルト数値は、かかる観点とは全く異なる原子力災害対策上の政治的、政策的な観点、すなわち、被告らの本件原子力災害への事前準備の不足や対応能力の欠如等の責任を回避する観点からの、単なる目安としての数値として、被告国により設けられたものに過ぎないことは明らかである。

3 ICRP2007年勧告の国内法への導入は未だなされていない上に、同勧告自

体も20ミリシーベルト数値を、許容値としてではなく、異常事態下における政府等による政策上の参考レベルとして提示したものに過ぎないこと

20ミリシーベルト数値は、ICRP 2007年勧告によるものとされているが、同勧告の国内法への導入は未だなされていない上に、同勧告自体も20ミリシーベルト数値を、許容値としてではなく、原子力災害という異常事態下における政府等による政策上の参考レベルとして提示したものに過ぎないことは、次のとおり明らかである。

(1) ICRP勧告の「参考レベル」というのは、低線量被ばくWG報告書も認めているとおり、あくまでも公衆の線量限度が「年間1ミリシーベルト」であることを従前通り認め、これを前提としている。すなわち、同勧告は、

- ① 平常時 年1ミリシーベルト以下に抑える
- ② 事故収束後の復旧期 年1～20ミリシーベルトに抑える
- ③ 緊急事態期 年20～100ミリシーベルト以下に抑える

としているが、このうちの①は許容値としての数値であり、②と③は参考レベルに過ぎないのである。

(2) このように、同勧告は、事業者によって発生させられた放射性物質の大量放出という緊急時等の異常事態下における国の災害対策（防護措置）の目安について、「経済的、社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする”最適化”の原則」という政治的、政策的観点からの目安としての参考レベルとして、「年間20～100ミリシーベルト」という数値を提言しているに過ぎない。

(3) 被告東電の反論は、ICRP勧告を国際的に権威あるものと評価すると言いながら、その権威を奇貨としてこれを誤用し、1ミリシーベルトが許容値であることを否定しようとするものであって、世論を欺こうとするものである。

4 小括

以上のとおり、20ミリシーベルト数値は、復興時における避難指示解除及び帰還容認の政治的、政策的判断の基準としてのものであって、許容値を定めたものではないと解してはじめてその存在意義が認められることは明らかである。したがって、1ミリシーベル

ト基準違反について、それが国によるものであれ事業者によるものであれ、その責任を不問に付して免責するというような法的効果を有する訳がないことは明らかである。

第3章 原告の主張を裏付ける被告らの被ばくに関する対応状況・・被告らの反論は自己矛盾であり失当

第1 原告の主張に沿う文献としての広瀬研吉著『わかりやすい原子力規制関係の法令の手引き』（2011年4月発行、甲ハ43）・・「免除」の考え方（原告第15準備書面（その1）第1章第2の2）

1 広瀬研吉氏の経歴及び同著書の内容

①同著の著者である広瀬研吉氏は、原子力安全委員会事務局長、原子力安全・保安院長等規制当局の要職を歴任

②同著は、「II 8 放射性同位元素の安全規制における国際基準の取入れ」（20頁）において、放射性同位元素の安全規制が「免除」という考え方に基づいてなされているとして、次のとおり記述している。

「原子力の安全規制、特に放射性同位元素の安全規制においては、安全規制の対象とする放射性同位元素の量の規制が重要です。その基準の設定は「免除」という考え方に基づいてなされます。免除というのは、ある放射線源について、それによる健康への影響が無視できるほどに小さく、放射性物質として扱う必要がないことから当該放射線については放射線防護に係る規制の対象としないことをいい原子力の安全規制にとっては基本となる考え方です。」

2 同著の評価・・権利を制限する趣旨で規制を「免除」していることを記述

要するに、上記告示の定める $1\text{mSv}/\text{y}$ という基準数値は、「規制」の保護法益が「健康への影響」であり「障害を及ぼすおそれ」であること、つまり、国民の「被ばくしない（させられない）権利」が存在していることを前提として、その権利を制限する趣旨で規制を「免除」していることを、記述しているのである。

第2 原告の主張に沿う被告らの広報状況・線量告示の定める「実効線量1 mSv/y」は「一般公衆の線量限度」を定めたもの

1 被告らの広報状況の概要（原告第15準備書面（1）第3章第1の1及び2）

被告らが、本件事故前において、地元自治体等に対し、原子力災害対策についてどのような説明をしていたかの実状は、それぞれの次のような広報冊子等による広報状況を見れば明らかになるものであり、その要旨は以下のとおりである。

（1）保安院広報冊子『妥協しません 原子力の安全 NISA』（甲ハ1）

「放射線と原子力施設の安全」と題して「原子力施設の安全を確保する上で、何よりも放射線による影響をいかに防ぐかが大切です。」「原子力施設は、基本的に放射線の持つ効果を利用した技術を扱う施設ですが、その一方で、放射線による人体への影響をできるだけ少なくする対策（放射線防護）が求められています。我が国では、放射線障害防止法や原子炉等規制法などの法令により、一般公衆はもとより、放射線業務従事者に関する放射線の量の限度も定めています。（略）原子力発電所の場合、法令で周囲に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めています。これに加えて国は年間0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行うよう義務づけています。」と明記

（2）経済産業省広報冊子『考えよう、原子力』（甲ハ2）

「1.0ミリシーベルト 一般公衆の線量限度（年間）（医療は除く）」と明記

（3）文科省広報冊子『原子力防災の手引き』（甲ハ3）

「1.0ミリシーベルト 一般公衆の線量限度（年間）（医療は除く）」と明記

（4）福島県『原子力防災のしおり』（2004・3、甲ハ47）

「1.0ミリシーベルト 一般公衆の線量限度（年間）（医療は除く）」と明記

（5）（財）福島県原子力広報協会『ウランちゃんの原子力の基礎知識』（甲ハ49）

「Q8 放射線はどのような考え方に基づいて管理されているの？」に対する答えとして、一般公衆についての線量限度年間1ミリシーベルトが、「その人や社会が容認

できる限度」としての数値、すなわち許容値であることを、次のとおり記述している。

「（１９９０年の）ＩＣＲＰ（略）の勧告に基づき、放射線障害防止法などが改正され、平成１３年４月から施行されています。（略）ＩＣＲＰは、放射線の利用について、得られる利益から見てその人や社会が容認できる限度、すなわち、『現在の知識に照らして身体的な障害または遺伝的な障害の起こる確率が無視できる』線量を限度として勧告しています。また、線量限度と併せて、『すべての放射線被ばくは合理的に達成できる限り低く保つこと』を勧告しています。日本の原子力発電所は勧告に基づき、発電所からの放出量は、一般公衆の線量限度である１ミリシーベルトの２０分の１である０．０５ミリシーベルト以下にするという、厳しい線量目標を定めています。」

(6) 東京電力広報誌『きずな de ふたば』（甲ハ４８）

「１．０ミリシーベルト 一般公衆の線量限度（年間）（医療は除く）」と明記

2 上記冊子等の評価

- ① 上記広報冊子が、国民の線量限度としての「 $1\text{ mSv}/\text{y}$ 」という数値が国民の「被ばくしない（させられない）権利」を法的に制限する許容値としての数値であること等についての広報であることは、記載内容自体から明白である
- ② また、上記広報冊子には、原子力災害発生後の緊急事態時には適用されない数値であるなどは、一切記載されていないのである。
- ③ 被告らは、上記広報等により、本件事故前には、地元住民を含む国民に対し、国民の線量限度としての「 $1\text{ mSv}/\text{y}$ 」という数値が「その人や社会が容認できる限度」としての数値、すなわち国民の「被ばくしない（させられない）権利」を法的に制限する許容値であることを認め、かつ、被ばくはできる限り低くすべきであるとしてその２０分の１の０．０５ミリシーベルトを目標としているなどしてこれを厳守していること、さらに、国民を被ばくから守るために放射線の管理、監視、測定等を厳格に行っている旨を、あらゆる機会、手段を

活用して説明し、約束して、国民の被ばく不安の払拭に努めていたということである。

3 上記広報冊子についての補充・・上記冊子と原告の立場（令和4年2月14日原告陳述書『被告東電、被告国の広報冊子について』（甲ハ160））

（1）原告が双葉町長として上記1（4）・福島県広報『原子力防災のしおり』（2004・3、甲ハ47。）の広報、上記冊子1（5）・福島県原子力広報協会『ウランちゃんの原子力の基礎知識』（甲ハ49）の発行・広報の責任者であったこと

①上記1（4）の福島県の広報冊子は、末尾に記載されているように、福島県生活環境部が、「原子力発電所の緊急時に地域の皆さんがとるべき行動など大切な事柄が書かれています。目につく所に保管し、いざという場合に活用してください。」という目的で作成しものであり、地元自治体である双葉町においても、当然にこれを町民に広報すべき責任があり、現に原告も、町長在任中は、その責任者として広報に活用していたものである。

②また、上記1（5）の（財）福島県原子力広報協会の広報冊子は、その末尾に記載されているとおり、同協会が福島県及び双葉町を含む福島県原発関係市町村により構成されており、かつ、その発行は原告が双葉町長時代の平成21年1月であって、原告が、その発行及び広報の双葉町における責任者であった。

（2）原告には上記広報冊子の記載内容を厳守すべき責任があること

①上記広報冊子は事故前だけのものではなく、事故時及び事故後についても通用される内容になっていて、いわば、史料としての意味も含まれている。

②特に注目しなければならないのは、福島県の広報冊子には、福島県が発行し、発電所周辺自治体及び住民に配布し、事故時に行政が果たす役割が明記されていることである。しかるに、事故後には、かかる記載はなかったかのような行動がとられている

③原告は、双葉町長として、かかる冊子の作成・広報の責任者であったのであり、現

下のような広報冊子に反する行為を見逃したり認めたりすることは、公務員として、公的文書である冊子について虚偽公文書作成・行使の罪を認めたことにもなりかねず、これらに反した解釈や公言に同調することはできないと考えている。

(3) 上記冊子1 (1) ~ (6) の発行・広報責任者の責任について

①歴史は消せないのにもかかわらず、事故発生直後から、上記1 (1) ~ (6) の発行・広報責任者である被告国及び被告東電は、堂々と冊子記載の事実を無いものにし、法令に定められた一般公衆の被ばく限度 1 ミリシーベルトを、100 ミリとか 20 ミリという法的根拠のない数値に代置し、放射線被害を覆い隠そうとしていると言わざるを得ない。

②この陳述書に添付してあるように、人事院作成の「義務違反防止ハンドブック」には、サービスの根本基準として、「日本国憲法第15条第2項・・・すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」「国家公務員法第96条第1項・・・すべて公務員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とし、かつ、「国公法のサービス義務に違反した場合は懲戒処分の対象になるとともに、一部の義務違反については刑事罰の対象ともなり得ます。」と明記されている。

③したがって、一方的に被告らが恰も 100 ミリシーベルトとか 20 ミリシーベルトが法であるかのような行動をとることは公務員のサービス基準に抵触すると考えている。

第3 原告の主張に沿う被告国の被ばくへの対応としての平成23年5月25日原子力安全・保安院の「福島第一原子力発電所の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止並びに放射線管理の検証結果に対する保安院の評価について」(甲ニ72)による嚴重注意について(原告第19準備書面第2章第2の2・18頁)

1 嚴重注意の内容・・・線量告示違反は法令違反

被告国(保安院)は、本件事故後の平成23年5月25日、被告東電に対し、福島第一原子力発電所において、放射線業務従事者の指定を受けていない女性従業員5名

が、放射線管理が必要な区域に勤務し、その内2名が告示の定める公衆の線量限度（1 m S v / y）を超えていたことは法令違反であるとして、次のとおり、嚴重注意している（下線は引用者）。

2 東京電力への嚴重注意事項（別添1及び別添2参照）

東京電力に対し、放射線業務従事者の放射線管理について、以下の法令違反があったことは遺憾であり、嚴重に注意するとともに、再発防止対策の確実な実施を求めました。

①（略）

②（略）

③女性職員5名が、放射線業務従事者の指定を受けないまま、放射線管理が必要な区域に勤務したこと。その内2名は、公衆の線量限度（1 m S v / 年）を超過していたこと。

2 評価・・・緊急事態時においても告示違反は法令違反であることを自認

- ① 上記嚴重注意は、平成23年5月25日付けで行われたものであり、かつ、告示違反の女性2名は、「1 経緯」の項に明記されているとおり、「福島第一原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた女性職員」であり、「放射線管理が必要な区域に勤務していたこと」によるものである。
- ② 要するに、被告国は、本件原子力災害発生直後の緊急事態時においても、告示の定める公衆の線量限度（1 m S v / y）を超えていたことは法令違反であることを自認しているということである。
- ③ その一方で、被告国は、このように原発内においては告示を厳守させて従業員を被ばくから保護しながら、原発外においては、自ら告示を無視して地元住民を被ばくさせて平然としているという不条理で違法な法蹂躪（法を愚

弄)の対応をしていることを意味する。

- ④ 炉規法に基づく告示は、同法第1条が定める目的中の原子力災害の防止、すなわち国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としているのであって、単に原子力発電所内の作業員の保護のみを目的としているのではないことは、論ずるまでもない。

第4 原告の主張に沿う被告国のJCO事故への対応状況について（原告第15準備書面（その4）第6章第7の3（5）ア（21～24頁）、原告第17準備書面第1章第6の3（2）・46～48頁）

1 IC RPの「LNT仮説」に関する質問主意書に対する政府回答

被告国は、衆議院議員北川れん子氏提出のJCO臨界事故に関する質問主意書（甲26-1）に対する平成13年7月23日付け答弁書（甲ニ26-2）三の（一）（8頁）において、「政府としても、国際放射線防護委員会の勧告等に照らし、御指摘の見解は妥当なものと考えている。」と答弁している。「御指摘の見解」とは、同質問主意書三（一）（5～6頁）の「『今回の事故に関連する健康影響を考えるにあたって、がんのリスクに関しては、直線非しきい値の線量関係を採用するのが適切である』との見解が健康管理検討委員会の最終報告書に記されている。政府もこの見解に立っているか。」との質問中の見解である。これは、被告国が、低線量被ばくのリスクに関し、IC RP 1990年勧告が採用している「LNT仮説」の見解に立っていることを明言したものである。

2 被ばく量が1ミリシーベルトを超える者に対する健康診断の実施（文部科学委員会調査室「東海村JCOウラン加工工場臨界事故を振り返る一周辺住民の健康管理の在り方を中心に」（『立法と調査』2013（平成25）年3月号（甲ニ27）137～138頁、JCO事故記録（甲ニ24）117頁）

①原子力安全委員会に設置された健康管理検討委員会設置（委員長：長瀧重信放射線影響研究所理事長）は、平成12年3月27日報告において、住民の健康診断等について、「住民の不安に対して適切な対応をするため、健康診断、健康相談を実施することが

相当。健康診断については、1ミリシーベルトを超える者、避難要請区域内の住民のうちの希望者を対象とし、健康に関する一般的な助言に資するという目的から、当分の間、年1回行うことが相当」とした。

②茨城県は、上記報告を受けて、県に「JCO事故対応健康管理委員会」を設置し、国の責任のもとで、県が実施主体となって、同報告を踏まえた健康診断を実施するに至っている。健康診断の対象者を1ミリシーベルトを超える者としている点は、同報告が公衆の線量限度を年間1ミリシーベルトとしていることに基づいたものとして、評価することができる。

③その後、現在までの健康診断の実施状況は、茨城県保険福祉部疾病対策課「JCO事故関連周辺住民等の健康診断について」（甲ハ140）によれば、健康診断の対象者を、従前どおり評価された線量が1ミリシーベルトを越える者で健康診断を希望する者等として、適切な健康診断が継続して実施されていると評価できる。

（おわりに）総括・・・被告らの反論は明らかに破綻

（1）被告国及び被告東電の反論は、結局は、次の2点に集約されるということである。

①「被ばくしない（させられない）権利」の科学的根拠として原告が主張する放射線の人体への影響（LNTモデル）の事実上の形骸化による否定

②「被ばくしない（させられない）権利」を制限する許容値である炉規法上の告示の法的効果を、原子力災害発生による緊急事態時を理由に否定

（2）しかし、上記①の原告が主張する放射線の人体への影響（LNTモデル）の事実上の形骸化による否定は、100ミリシーベルト以下の被ばくの人体への影響を否定する非科学的な「被ばく安全神話」によってしか正当化され得ないことが、既に明白になっているということである。

（3）また、上記②の炉規法上の告示の法的効果を原子力災害発生による緊急事態時を理由に否定することについても、国民主権を基調とする「法治国家」においては、如何なる理由を持ち出しても正当化され得ないということが、自明の理であるということである。

また、加えて言えば、「被ばくしない（させられない）権利」を制限する許容値である炉
規法上の告示の法的効果を否定するということは、被告らの反論の意図とは逆に、「被ば
くしない（させられない）権利」を制限する許容値の法的定めがないこととなって、この
権利が、如何に低線量の被ばくであっても侵害されたことになるという結果をもたらすだ
けであるということである。

（４）裁判は、法と証拠（事実）に基づき審理されるのであり、被告らの反論が、法的に
も事実的にも破綻していることは明らかで、疑う余地がないということである。

以 上